平成２２年（フ）第２２６号
新潟市秋葉区みそら野１丁目４番地28　ボヌールみそら野305号、前住所新潟市中央区稲荷町3465番地12
債務者　藤田　美香（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２７号
新潟市東区山木戸６丁目２番３号　ワクイマンション101号
債務者　渡辺　大輔
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７号
新潟県新発田市大栄町７丁目２番７号
債務者　田村　　裕
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１８６号
愛知県一宮市起字与三ケ巻44番地１　尾西団地１号棟1221号
債務者　三浦　八重
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２１２号
愛知県一宮市東五城字南田尾42番地８
債務者　岩下真由美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６０１号
京都市山科区西野山射庭ノ上町138番地34
債務者　愛工房こと　樽岡　慎吾
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
京都市左京区下鴨梅ノ木町30番地１
債務者　藤森　良祐
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
京都市左京区下鴨梅ノ木町30番地１
債務者　藤森紀代子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町30番地１
広沢市営住宅１棟505号
債務者　今木　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
京都府八幡市八幡山田24番地の６　コーポ西村204号
債務者　井勝あゆみ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６６６号
京都市右京区西京極西池田町５　アーバンハウスＡ＆ＵⅡ307号室、住民票上の住所京都市西京区川島六ノ坪町94番地１　第三ミノコーポ314号
債務者　福井　美保
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６６９号
京都市北区上賀茂石計町13番地　孝陽マンション305
債務者　岩本　桂子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７５０号
京都市伏見区竹田内畑町285番地
債務者　山﨑　雅弘
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
香川県小豆郡土庄町小海甲475番地
債務者　伊東　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１８２号
香川県木田郡三木町大字平木266番地１ハイツリバティⅢＫ棟122号室
債務者　金川　　久
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８７号
福島県いわき市平字九品寺町８番地の５　鈴木アパート202
債務者　佐藤　麗子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部